



YAMAZEN

平成 29 年 7 月 7 日

各 位

会社名 株式会社やまぜんホームズ
 代表者名 代表取締役 前野 一馬
 (コード番号 1440 TOKYO PRO Market)
 問合せ先 常務取締役 浅野 豊美
 T E L 0594-48-5224 (代表)
 U R L http://www.yamazen-k.co.jp/

(追加) 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 30 日開催の取締役会において、平成 29 年 7 月 28 日開催の臨時株主総会において定款変更の件を付議することを決議いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の変更内容を一部追加することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の変更内容を一部追加する理由

当社連結子会社である有限会社安寿会の吸収合併にあたり、事業の目的に介護福祉事業に関する内容を具体的に記載する必要があるため、定款第 2 条を変更するものであります。

2. 追加で変更する内容

追加で変更する内容は次のとおりです。なお、下線は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 注文木造住宅の設計、施工	1. 注文木造住宅の設計、施工
2. 住宅リフォーム	2. 住宅リフォーム
3. 中古住宅の買取販売	3. 中古住宅の買取販売
4. 建築及び土木工事業	4. 建築及び土木工事業
5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介	5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介
6. 砂利、砂の採取及び販売	6. 砂利、砂の採取及び販売
7. 土地建物の有効利用に関する企画、調査、設計	7. 土地建物の有効利用に関する企画、調査、設計
8. 損害保険代理店業	8. 損害保険代理店業
9. 飲食店の経営	9. 飲食店の経営
10. <u>介護福祉事業</u>	10. <u>介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u>
(新設)	
<u>11. 有料職業紹介事業</u>	<u>11. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u>
<u>12. 前各号に附帯する一切の事業</u>	<u>12. 有料職業紹介事業</u>
	<u>13. 前各号に附帯する一切の事業</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年 7 月 28 日(金)
 定款変更の効力発生日 平成29年 7 月 28 日(金)

(参考) 7月7日時点で取締役会決議によって確定した臨時株主総会付議内容(定款変更の件)

現行定款	変更案
<p>第1条(条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 注文木造住宅の設計、施工 2. 住宅リフォーム 3. 中古住宅の買取販売 4. 建築及び土木工事業 5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介 6. 砂利、砂の採取及び販売 7. 土地建物の有効利用に関する企画、調査、設計 8. 損害保険代理店業 9. 飲食店の経営 10. <u>介護福祉事業</u> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>11. 有料職業紹介事業</u> <u>12. 前各号に附帯する一切の事業</u> <p>第3条(条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)取締役会 (2)監査役 <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第5条～第34条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第1条(現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 注文木造住宅の設計、施工 2. 住宅リフォーム 3. 中古住宅の買取販売 4. 建築及び土木工事業 5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介 6. 砂利、砂の採取及び販売 7. 土地建物の有効利用に関する企画、調査、設計 8. 損害保険代理店業 9. 飲食店の経営 10. <u>介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u> <u>11. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u> <u>12. 有料職業紹介事業</u> <u>13. 前各号に附帯する一切の事業</u> <p>第3条(現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)取締役会 (2)監査役 <u>(3)監査役会</u> <p>第5条～第34条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 監査役会</u></p> <p>(監査役会)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、<u>監査役会を設置する。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第36条</u> <u>監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第37条</u> <u>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、前項に示す招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第38条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="448 226 523 253">(新設)</p> <p data-bbox="411 443 560 470">第<u>6</u>章 計算</p> <p data-bbox="178 504 528 530">第<u>35</u>条～第<u>38</u>条(条文省略)</p>	<p data-bbox="820 226 991 253">(監査役会規程)</p> <p data-bbox="820 255 922 282">第<u>39</u>条</p> <p data-bbox="842 284 1302 409"><u>当社の監査役会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p data-bbox="1054 443 1203 470">第<u>7</u>章 計算</p> <p data-bbox="820 504 1193 530">第<u>40</u>条～第<u>43</u>条(現行どおり)</p>

以上